

瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画

平成 2 0 年 6 月

徳 島 県

目 次

まえがき	1
第1 計画策定の趣旨	1
第2 計画の目標	1
1 水質保全等に関する目標	1
2 自然景観の保全に関する目標	2
第3 目標達成のため講じる施策	2
1 水質汚濁の防止	2
(1) 水質総量規制制度等の実施	2
(2) 有害化学物質等の規制及び把握等	4
(3) 油等による汚染の防止	4
(4) その他の措置	5
2 自然景観の保全	5
(1) 自然公園等の保全	5
(2) 緑地等の保全	6
(3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全	7
(4) 散乱ごみ、油等の除去	7
(5) その他の措置	7
3 浅海域の保全等	7
(1) 藻場及び干潟等の保全等	7
(2) 自然海浜の保全等	8
4 海砂利採取への対応	8
5 埋立に当たっての環境保全に対する配慮	8
6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保	9
(1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用	9
(2) 処理施設の整備	9
(3) 処分地の確保	9
7 健全な水循環機能の維持・回復	10
(1) 海域	10
(2) 陸域	10
8 失われた良好な環境の回復	10
9 島しょ部の環境の保全	10
10 下水道等の整備の促進	11

(1)	下水道の整備	1 1
(2)	その他の生活廃水処理施設の整備	1 1
(3)	し尿処理施設の整備	1 1
11	海底及び河床の汚泥の除去等	1 2
12	水質等の監視測定	1 2
13	環境保全に関する調査研究及び技術の開発等	1 2
14	環境保全思想の普及及び住民参加の推進	1 2
15	環境教育・環境学習の推進	1 3
16	情報提供、広報の充実	1 3
17	広域的な連携の強化等	1 3
18	海外の閉鎖性海域との連携	1 3
第 4	施策の実施上の必要な事項	1 4
1	施策の積極的推進	1 4
2	施策の実施状況及びその効果の把握	1 4
3	計画推進のための関係機関との連絡調整	1 4

瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画(徳島県)

この計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第4条の規定に基づき、徳島県の区域(同法第2条第1項に規定する瀬戸内海及び同法第5条第1項に規定する関係府県の区域のうち徳島県の区域をいう。)において、瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策について定めたものである。

第1 計画策定の趣旨

この計画は、瀬戸内海が我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものであるという認識に立って、それにふさわしい環境を確保し維持すること及びこれまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復することを目途として、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、政府が策定した瀬戸内海環境保全基本計画(平成12年12月策定)に基づき、本県の区域において、瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策を明確にし、また、実施する施策をより効果的なものとするため、瀬戸内海の環境の保全に関する中長期にわたる総合的な計画として策定するものである。

また、この計画を策定公表することにより、県内の瀬戸内海関係者、さらに広く県民に対し、瀬戸内海の環境保全の推進に対するなお一層の理解と協力を求めるとともに、意識の高揚を図るものである。

第2 計画の目標

瀬戸内海の環境保全を推進するためには、関係府県等が相互に協力しながら同一の目標に向って、各々の施策を遂行することが肝要であることにかんがみ、瀬戸内海環境保全基本計画において定められた目標を、この計画の目標として次のとおり定める。

1 水質保全等に関する目標

- (1) 瀬戸内海において、水質環境基準が未達成の海域については、可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域については、これが維持されていること。
- (2) 瀬戸内海において、赤潮の発生がみられ、漁業被害が発生している現状にかんがみ、赤潮の監視及び調査研究に努めるとともに、その発生の人為的な要因となるものを極力少なくすることを目途とすること。
- (3) 水銀、ポリ塩化ビフェニル等の人の健康に有害と定められた物質を国が定めた除去基準以上含む底質が存在しないこと。

また、その他有機物の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、必要に応じ、その悪影響を防止するための措置が講ぜられていること。

- (4) 特に魚介類の産卵生育の場となっている藻場及び魚介類、鳥類等の生態系を維持するうえ

で重要な役割を果たすとされている干潟等、瀬戸内海の水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場等としても重要な役割を果たしている浅海域が減少する傾向にあることにかんがみ、水産資源保全上必要な藻場及び干潟並びに鳥類の渡来地及び採餌場として重要な干潟が保全されているとともに、その他の藻場及び干潟等についても、それが現状よりできるだけ減少することのないよう適正に保全されていること。

また、これまでに失われた藻場及び干潟等については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。

- (5) 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけ、その利用に好適な状態で保全されていること。

2 自然景観の保全に関する目標

- (1) 瀬戸内海の自然景観の核心的な地域は、その態様に応じて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されていること。

- (2) 瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることにかんがみ、保安林、特別緑地保全地区等の制度の活用等により現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てる方向で適正に保護管理されていること。

- (3) 瀬戸内海において、海面と一体となり優れた景観を構成する自然海岸については、それが現状よりもできるだけ減少することのないよう、適正に保全されていること。

また、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。

- (4) 海面及び海岸が正常に保持され、景観を損傷するようなごみ、汚物、油等が海面を浮遊し、若しくは漂着し、又は投棄されていないこと。

- (5) 瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財が適正に保全されていること。

第3 目標達成のため講じる施策

計画の目標をできるだけ速やかに達成すること、また、達成されているものについては、その状態を維持することを目途として、瀬戸内海の環境保全に関し本県の区域において実施する施策は、次のとおりとする。

1 水質汚濁の防止

(1) 水質総量規制制度等の実施

本県の瀬戸内海は、純内海の県北沿岸海域、水道部である紀伊水道海域及びこれらに接続する港湾からなっており、現在、環境基準の類型指定は8水域について行われている。これらの環境基準点の平成18年度における水質測定結果は、生活環境項目において、水質汚濁の代表的指標であるCOD(化学的酸素要求量)、T-N(全窒素)及びT-P(全りん)でみると、COD(化学的酸素要求量)ではA類型海域で1.3mg/l~1.7mg/l、B類型海域で1.7mg/l~2.3mg/l、C類型海域で2.3mg/l~5.0mg/lであり、環境

基準達成率は、海域において100%である。また、海域のT-N(全窒素)では 類型海域で0.14mg/l~0.17mg/l、 類型海域で0.19mg/lであり、環境基準達成率は、100%であり、T-P(全りん)では 類型海域で0.021mg/l~0.022mg/l、 類型海域で0.028mg/lであり、環境基準達成率は、100%である。

このように本県の瀬戸内海の水質は比較的良好であるが、特に広域的閉鎖性海域である瀬戸内海については、関連区域内で発生する汚濁負荷量の総量を計画的に削減することが肝要であることから、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づき水質総量規制制度が実施されている。

本県においては、総量削減基本方針(平成18年11月策定)に定められた平成21年度における化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量について、それぞれ削減目標量を化学的酸素要求量36トン/日、窒素含有量20トン/日及びりん含有量1.6トン/日を達成するため、発生源別削減目標量をそれぞれ化学的酸素要求量においては生活排水13トン/日、産業排水20トン/日、その他3トン/日、窒素含有量においては生活排水7トン/日、産業排水3トン/日、その他10トン/日及びりん含有量においては生活排水0.6トン/日、産業排水0.5トン/日、その他0.5トン/日とした「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(平成19年6月策定)」を策定しており、この計画を積極的に実施していくとともに、計画されている施策の進捗状況及び瀬戸内海に流入する負荷量の実態等の把握に努めるものとする。

また、水質総量規制制度等に基づき、生活排水対策、産業排水対策及びその他の排水対策等を推進することにより、化学的酸素要求量により表示された汚濁負荷量並びに富栄養化の主要な原因物質である窒素及びりんの汚濁負荷量の計画的かつ総合的な削減対策を講ずるものとする。

これらの対策を推進するに当たっては、特に次の施策を総合的に講ずるものとする。

ア 生活排水については、汚濁負荷量の削減を図るため、市町村等と協力しながら、下水道の整備の一層の促進を図るほか、生活様式や地域の実情に応じ、浄化槽(合併処理浄化槽)、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備を促進するとともに、窒素及びりんの除去性能の向上を含めた排水処理の高度化の促進並びに適正な維持管理の徹底等の生活排水処理対策を計画的に推進する。

また、家庭でできる生活排水対策として、合成洗剤の適正使用等について普及啓発を推進する。

イ 産業排水については、汚濁負荷量の削減のため、処理施設等の改善及び維持管理の適正化に努める。

さらに、工場・事業場の公害防止施設の拡充・整備に必要な資金については、政府関係金融機関等の融資制度のほか、中小企業者を対象とした徳島県環境保全施設整備等資金貸付制度等の活用の促進を図るものとする。

ウ 持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)及び「徳島県魚類養殖指導指針(平成19年3月策定)」等に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進等により、養殖漁場の環境管理の適正化を推進するとともに、漁場内の水質及び底質の改善を図るため、地域の実情に応じて適切な措置を講ずるものとする。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)等に

基づき、化学肥料の使用量の低減や農業の多面的機能の発揮を図ること等により、農地に由来する削減目標量の達成を図るものとする。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)等に基づき定める「家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画(平成12年11月策定)」及び「畜産経営に起因する環境汚染防止対策指導要領・指導方針(昭和47年9月策定)」等に基づき家畜排せつ物の適正な管理及び処理を推進すること等により、家畜排せつ物に由来する削減目標量の達成を図るものとする。

エ 底質汚泥による水質の悪化を防止するため、河川及び海域等において、必要に応じ、汚泥の除去のためのしゅんせつ等を行うものとする。また、汚濁の著しい都市河川への導水等を行うものとする。

オ 総合的な富栄養化対策の推進を図るため、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」を積極的に実施していくとともに、窒素及びりんの海域における挙動及び流入実態調査等を行い、さらに、排水処理技術の開発等に関する調査研究を推進し、その結果に基づき、必要な措置につき検討するものとする。

また、本県の瀬戸内海において、赤潮は沿岸のほぼ全域にわたって発生が見られるが、赤潮による漁業被害を未然に防止するため、国、県、漁協等の情報交換に基づく監視通報体制を強化する。

さらに、赤潮調査事業等により、赤潮対策に関する調査研究を推進するものとする。

(2) 有害化学物質等の規制及び把握等

本県においては、水質環境基準の健康項目については、全測定地点で環境基準を達成しており、今後も特定施設の設置等の許可制の適切な運用により水質環境基準の維持を図るものとする。

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)に基づく排出規制の推進、常時監視の実施による状況の把握により、水質環境基準の達成・維持に努めるものとする。

また、「徳島県ダイオキシン類対策取組方針(平成12年6月策定)」に基づく施策を積極的に推進するものとする。

有害性のある化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)に基づき排出量の把握、管理を促進するものとする。

また、化学物質による環境汚染の実態を把握するため、化学物質環境汚染実態調査により環境及び生物の調査を継続して実施するものとする。

(3) 油等による汚染の防止

本県の瀬戸内海区域には、重要港湾の徳島小松島港及び橘港のほか、7の地方港湾がある。

石油類の大量貯蔵地域として、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に基づく阿南地区特別防災区域のほか、今切地区化学工場群がある。また、本県海域は船舶の往来が多く、鳴門海峡等狭小な水道部がある。

このような状況を踏まえ、以下の施策を講ずることにより船舶廃油及び船舶の事故等に起因する流出油等による海域の汚染の防止を図るものとする。

特に、油等による汚染については、『1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協

力に関する国際条約』及び『2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書』の規定により策定された『油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画』(平成18年12月8日閣議決定)に基づき、油等汚染事件に伴う海域環境被害の防止又は回復のための措置が適切に実施できるよう地域の実状に応じた準備及び対応の施策を積極的に推進する。

ア 船舶及び陸上から油等の排出防止

船舶及び陸上からの油等の排出防止のため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)、港則法(昭和23年法律第174号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び水質汚濁防止法の規定に基づく規制の徹底と監視及び取締りの強化を図るものとする。

イ 事故による海洋汚染の未然防止

事故による海洋汚染を未然に防止するため、消防法(昭和23年法律第186号)及び石油コンビナート等災害防止法に基づく規制の徹底と監視及び指導の強化を図るとともに、県及び関係市町村の地域防災計画、徳島県石油コンビナート等防災計画(昭和52年2月策定)による防災活動等の適切な運営を促進する。

また、船舶衝突事故等による油等流出を防止するため、海上交通安全法(昭和47年法律第115号)及び港則法等の規定に基づく規制の徹底と指導及び取締りの強化を図るとともに、海上交通の安全のための施設の整備を促進するものとする。

ウ 排出油等防除体制の整備

排出油等の流出拡大を防ぐため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づくオイルフェンス、薬剤等の備付け義務の徹底を図るとともに、これら排出油等防除資機材の整備に努めるものとする。

さらに、海上災害の発生及び拡大の防止のため、海上災害防止センターの活用を図るほか、大量の流出油等に対しては、徳島県排出油等防除協議会が設置されており、策定された排出油等防除計画(昭和53年策定)に基づき、迅速かつ的確な排出油等の防除のための措置の実施を図るとともに、関係者相互の協力体制の整備に努めるものとする。

エ 環境保全対策の充実

脆弱沿岸海域図、油汚染漁業影響情報図等の活用等により、事故発生時における自然環境等の保全対象、保全方策等の調査検討を進めるものとする。

(4) その他の措置

水質汚濁の防止のため、上記の施策のほか、瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置等の許可及び水質汚濁防止法の規定に基づく排水規制の適切な運用並びに生活排水対策の計画的推進等により、水質環境基準の達成維持を図るものとする。

さらに、他の海域から入り込む魚介類や微生物等が瀬戸内海特性によりその水質や生態系、漁業資源等に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、それらに対して十分留意するよう努めるものとする。

2 自然景観の保全

(1) 自然公園等の保全

本県区域における瀬戸内海の自然景観の核心的地域としては、豪壮な渦潮と海峡景観で知

られる鳴門地域及びリアス式海岸と白砂青松の海岸等変化に富んだ海岸景観を持つ阿南地域があり、自然公園法(昭和32年法律第161号)の規定に基づき、それぞれ瀬戸内海国立公園及び室戸阿南海岸国定公園に指定されている。また、阿讃山脈東部にある大麻山及び四国山地東部にある中津峰、太竜寺山は、徳島県立自然公園条例(昭和33年徳島県条例第21号)の規定に基づき、県立自然公園に指定されている。

これらの地域については、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保持されるよう、関係法律及び関連条例の規定に基づく規制を行うとともに、自然公園監視員・自然保護監視員・自然公園指導員等による監視指導体制の強化を図ることにより、自然公園の適切な管理に努めるものとする。

また、快適な公園利用がなされるよう各種公園事業を推進することとする。

さらに、自然環境保全のための調査を実施し、必要に応じ、国立公園、国定公園及び県立自然公園の区域及び公園計画の見直しを行うものとする。

(2) 緑地等の保全

瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素である。

本県の瀬戸内海の島しょ部及び海岸部の自然植生は、シイ、カシ類、クスノキ、ヤマモモ及びタブノキ等の照葉樹であるが、古来から人為的影響を受け、現在、植生のほとんどがアカマツ、クロマツの二次林、スギ、ヒノキの人工林等の代償植生となっている。

さらに、近年における各種開発、森林病虫害による被害等により自然緑地が減少してきている。そこで、現状の緑を極力維持し、かつ、積極的にこれを育てるため、以下のような施策を推進するものとする。

ア 良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょにおける林地の確保

良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょにおける林地を確保するため、保安林の整備を進めるとともに、保安林制度及び林地開発許可制度の適正な運用を図る。採石法(昭和25年法律第291号)及び砂利採取法(昭和43年法律第74号)の規定に基づく採取計画の認可及び海岸法(昭和31年法律第101号)の規定に基づく許可に際しては、緑地等の保全につき十分配慮するものとする。

イ 沿岸都市地域における緑地の確保

瀬戸内海沿岸の都市地域において都市公園事業を実施するものとする。また、港湾周辺の緑地等を確保するため、徳島小松島港等において港湾環境整備事業(緑地等施設)を積極的に促進するものとする。

さらに、都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定に基づく風致地区(現在6箇所、1,220ha指定済み)及び都市緑地法(昭和48年法律第72号)の規定に基づく特別緑地保全地区の指定を推進する。また、緑の基本計画に基づき、都市における緑とオープンスペースの総合的な整備及び保全を図るものとする。

ウ 健全な森林の保護育成のための事業等の実施

森林の整備を積極的に推進するとともに、森林病虫害防除対策を進め、さらには都市近郊における生活環境保全林の整備等を行う治山事業を推進することにより健全な森林の保護育成に努めるものとする。

エ 緑化修景措置

開発等によりやむを得ず緑が損なわれる場合においては、公園、緑地等を確保させ、併せて植栽等を指導するなどして、緑の修復に努めるものとする。

また、県民に緑化思想の啓蒙を行い、県民と行政との協働による環境緑化活動の推進に努めるとともに、森林等の緑地保全、都市部などでの緑地の創出を促進するものとする。

(3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全

瀬戸内海には、自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等が数多い。本県区域に存在するものとしては、文化財保護法の規定に基づき指定されている史跡としての段の塚穴等、名勝として鳴門等、天然記念物として弁天島熱帯性植物群落等があり、また、文化財の保護に関する条例の規定による史跡として汐野の古墳等、名勝として鷲敷ライン及び氷柱観音、天然記念物として蒲生田のアカウミガメ産卵地等がある。

これら瀬戸内海の自然景観と一体をなしている文化財は、できるだけ良好な状態で保全されるよう、関係法令等の規定に基づく規制を徹底するとともに、環境整備等の対策を推進し、さらに、愛護思想の啓蒙を行うものとする。

(4) 散乱ごみ、油等の除去

海上に浮遊し、あるいは海浜に漂着するごみ、油等については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、港則法、河川法(昭和39年法律第167号)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく規制の徹底と監視及び取締りの強化を図るとともに、河川、海岸愛護活動等の民間清掃活動を含め河川及び海岸の清掃事業の促進に努めるものとする。

さらに、平成18年度に設置された「瀬戸内海海ごみ対策検討会」等により、漂流ごみ、漂着ごみ及び海底ごみの実態把握、回収処理体制の確立及び発生抑制対策の実施に努めるものとする。

また、沿岸漁場における海底堆積物の除去等のため、漁場環境保全創造事業を推進するとともに、清掃船により海面におけるごみ等の回収を行う海洋環境整備事業を実施するものとする。

(5) その他の措置

自然景観の保全のため、上記の施策を推進するほか、開発等により自然海岸が減少し、海岸の景観が損なわれている場合もあることにかんがみ、これらの実施にあたっては、景観の保全について十分配慮し、また、海面及び沿岸部等において施設を設置する場合においても、景観の保全に十分配慮するとともに、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置を講ずるよう努めるものとする。

また、平成8年12月17日の第26回瀬戸内海環境保全知事・市長会議で採択された『瀬戸内海景観宣言』により、国や関係府県市の相互協力のもと、それぞれの地域の特性や個性を考慮しつつ、瀬戸内海のまとまりのある内海景観を保全・創造していくものとする。

3 浅海域の保全等

(1) 藻場及び干潟等の保全等

『第4回自然環境保全基礎調査 海域生物環境調査報告書』(1994年3月環境庁)によると、徳島県の平成元年度調査において、本県の瀬戸内海沿岸海域には、約521haの藻場があり、アマモ場が174ha、ガラモ場が94ha、その他の藻場が253haとなっている。また、河口等には約118haの干潟が存在している。

魚介類の産卵生育の場となっている藻場及び魚介類、鳥類等の生態系を維持するうえで重要な役割を果たすとされている干潟は、近年、各種開発の進展に伴い、次第に減少する傾向にある。

そこで、藻場及び干潟の保全を図るため、必要に応じ、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)等関係法令の規定に基づく区域の指定を行うものとする。

さらに、保全にとどまらず、水産資源増殖の見地から水産基盤整備事業等により藻場の造成等を行うものとする。

また、その他の藻場及び干潟等についても、水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場等として重要な役割を果たしていることから、できるだけ保全するよう努めるものとするとともに、これまで失われた藻場及び干潟等については、必要に応じ、その回復のための措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 自然海浜の保全等

第4回自然環境保全基礎調査 海岸調査(環境庁)によると、平成5年度調査において、自然海岸は35.8%、半自然海岸は10.0%、人工海岸は51.5%、河口部は2.7%である。これらの自然海岸及び半自然海岸の海浜は海水浴場、潮干狩場及び魚釣り場として利用され、海水浴場として北の脇海水浴場等で年間約17万人の利用者があるうえ、潮干狩場として吉野川河口干潟等、魚釣り場として伊島周辺等の多くの場所が利用されている。

このように、自然海浜は地域住民の憩いの場及び海水浴・潮干狩場、海浜の自然観察の場等の自然とのふれあいの場として多くの人々に利用され、県民の健康で文化的な生活を確保するため必要不可欠なものとなっているが、近年、これらの自然海浜が減少する傾向にあることにかんがみ、できるだけ、その利用に好適な状態で保全されるよう以下の施策を講ずるものとする。

ア 規制の徹底と指導及び取締りの強化

瀬戸内海環境保全特別措置法に規定する自然海浜の保全のため、徳島県自然環境保全条例(昭和47年徳島県条例第43号)の規定に基づき、地区指定を進めるとともに、条例の適正な運用を図るものとする。

また、その他県下の貴重な自然海浜が自然公園法、都市計画法、都市公園法(昭和31年法律第79号)、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律、森林法(昭和26年法律第249号)の規定に基づく各種指定地域に指定されているので、これら指定地域においては当該法律の規定に基づく適正な運用を図ることにより、自然海浜がその利用に好適な状態で保全されるよう努めるものとする。

イ 海浜環境の整備

自然海浜の環境を保全・再生するために、積極的に海浜環境に配慮した、海岸整備事業を推進するものとする。

さらに自然海浜を利用に好適な状態で保全するため、民間清掃作業を含め海浜部の漂着ごみ等を対象とした清掃事業を鋭意実施するものとする。

4 海砂利採取への対応

本県においては海砂利の採取は禁止しており、今後とも県土保全及び環境保全の観点から、

引き続き海砂利採取は禁止していく方針である。

なお、海砂利に代わる骨材等及び砂地畑に必要な代替手入れ砂について、研究に努めるものとする。

5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

本県の瀬戸内海区域における公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認に当たっては(瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第2項の規定に基づき瀬戸内海環境保全審議会が答申した)瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針に沿って、環境保全に十分配慮するものとする。

また、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び徳島県環境影響評価条例(平成12年徳島県条例第26号)に基づく環境影響評価に当たっては、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な代償措置を検討するものとする。その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとする。

これらの検討に際しては特に浅海域の藻場・干潟等は、一般に生物生産性が高く、底生生物や魚介類の生息、海水浄化等において重要な場であることを考慮するものとする。

6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保

瀬戸内海の海面及び海岸が清浄に保持されるためには、廃棄物の不法投棄及び不適正処理を防止しなければならないが、そのためには監視等の強化を図るとともに、適切な廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保が必要である。そのため、以下の施策を積極的に実施するものとする。

(1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用

本県においては、循環型社会の形成を目指して容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)等循環型関連法の円滑な施行を図るとともに、徳島県廃棄物処理計画(平成18年3月策定)の策定、県民への普及啓発、事業者の自主的取り組みの促進等により、廃棄物の発生抑制、再使用、再利用を推進している。

今後これら施策を積極的に推進し、最終処分量の減少等を図るものとする。

(2) 処理施設の整備

本県の瀬戸内海区域におけるごみ処理施設の整備状況は、平成18年度末現在、ごみ焼却施設は11市町村4一部事務組合において16施設(処理能力1,053トン/日)、粗大ごみ処理施設は3市2町、3民間施設において8施設(処理能力167.5トン/日)が整備されている。

今後は、必要に応じ、廃棄物処理施設整備事業により、ごみ焼却施設の新設及び増設等の事業を実施するものとする。

また、産業廃棄物については、事業所及び処理業者に対する監視を徹底するほか、廃棄物処理計画に基づき、周辺住民の信頼と理解のもとに適正な施設の整備を図るものとする。

(3) 処分地の確保

本県の瀬戸内海区域における最終処分場は、平成17年度において、一般廃棄物について

は9箇所(残余容量約47万8千 m³)、産業廃棄物については9箇所(残余容量約35万 m³)が確保されているが、一方、廃棄物の量は年々増大してきており、新たな処分地の確保は非常に重要な課題となっている。

このため、今後、廃棄物の再生利用の促進、処理施設の整備等の総合的施策を推進することにより、廃棄物としての要最終処分量の減少等を図るとともに、廃棄物の適正な処理に十分配慮するものとする。

また、県においては、土地利用等の計画のなかで処分地の確保に配慮するものとし、特に廃棄物の海面埋立処分によらざるを得ない場合においては、瀬戸内海的环境保全に十分配慮したうえ、廃棄物処理施設整備事業(廃棄物埋立護岸等)を実施し、処分地の確保に努めるものとする。

7 健全な水循環機能の維持・回復

健全な水循環機能の維持・回復を図るため、海域と陸域の連続性に留意して、海域においては藻場・干潟等の浅海域の保全及び自然浄化能力の回復に資する人工干潟等の適切な整備を図るものとする。陸域においては森林や農地の適切な維持管理、河川や湖沼等における自然浄化能力の維持・回復、地下水の涵養、下水処理水の再利用等に努めるものとする。また、これらの施策の推進に当たっては、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるものとする。

(1) 海域

海域と陸域の連続性に留意して藻場、干潟、自然海岸等の浅海域の保全を推進するとともに、自然浄化能力の回復に資するよう、藻場造成等の適切な整備に努めるものとする。

(2) 陸域

森林、水田、農地の適正利用、河川湖沼の自然浄化能力維持、下水処理排水の効果的利用など、流域を単位とした健全な水循環の確保を図るため、関係者間の連携強化に努め、取り組みを積極的に推進するものとする。

8 失われた良好な環境の回復

瀬戸内海にふさわしい多様な環境を確保するため、開発等に伴い既に失われた藻場、干潟、自然海浜等の良好な環境を回復させる施策の展開を図るものとする。

これらの施策の推進に当たっては、開発等に伴いかつての良好な自然環境が消失した地域を対象とすることを基本とし、国及び地方公共団体が先導的役割を果たしつつ、事業者、住民及び民間団体と連携した取組に努めるものとする。

なお、施策の実施に当たっては、計画的な取組に努めるものとする。

9 島しょ部の環境の保全

島しょ部では限られた環境資源を利用した生活が営まれており、その循環保全は住民生活や社会経済のあり方に直結する課題である。

紀伊水道南部に所在する阿南市伊島においては、環境緑化、水源涵養といった観点から、松の植樹を実施している。またコミュニティプラントへの加入促進を図り周辺海域の水質保全に努めるとともに、ごみの分別収集の徹底や水の有効利用を図るなどしており、環境容量の小さな島しょ部においては特に環境保全の取組に努めるものとする。

10 下水道等の整備の促進

(1) 下水道の整備

瀬戸内海の水質保全を図るうえで、生活排水に係る汚濁負荷量及び栄養塩類の削減対策としての下水道整備は、極めて重要な施策である。

本県の瀬戸内海区域における下水道の整備状況は、平成 18 年度末において、徳島市、吉野川市、美馬市、東みよし町の 3 市 1 町、7 終末処理場が稼働しており、処理人口は約 94 千人である。

今後は、下水道の整備が瀬戸内海の水質保全を図るうえで、特に重要かつ緊急を要する課題であるとの観点からその整備を積極的に促進するものとする。

現在、徳島市ほか 12 市町で実施中の公共下水道事業(特定環境保全を含む)については、鋭意その整備を促進するものとし、かつ、事業実施していない市町においても下水道事業に着手するよう努めるものとする。

また、下水道終末処理場については、維持管理の徹底等により放流水の水質の安定及び向上に努めるとともに高度処理の導入について、下水道の普及状況を勘案しつつ、努めるものとする。さらに合流式下水道については、越流水の現状把握に努めるとともに、改善を推進するものとする。

(2) その他の生活排水処理施設の整備

ア 浄化槽(合併処理浄化槽)の普及促進

下水道の整備が行われるまでの間、あるいは下水道整備予定区域外にあっては、生活排水対策としてし尿処理施設、浄化槽(合併処理浄化槽)等の整備が重要な施策である。浄化槽(合併処理浄化槽)については、平成 18 年度において、合併処理浄化槽設置整備事業が全市町村で実施されており、今後とも、地域の特性を考慮し、同事業の活用等により設置を一層促進するものとする。

なお、浄化槽(合併処理浄化槽)については、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)及び「徳島県浄化槽取扱要綱(昭和 62 年 4 月施行)」の規定に基づき適正な設置、維持管理等を行うよう指導するとともに、大規模なものについては、必要に応じ、高度処理を導入するよう指導するものとする。

イ 農業集落排水施設等及びコミュニティ・プラントの整備

地域の特性を考慮し、農業集落排水施設、林業集落排水施設、漁業集落排水施設及びコミュニティ・プラントの整備を促進するものとする。

現在、農業集落排水施設は、阿南市ほか 10 市町村において 30 施設が整備されており、さらに、美馬市及び那賀町においては 2 施設の整備を進めている。

林業集落排水施設は、那賀町ほかで 3 施設が整備されている。

また、コミュニティ・プラントは、鳴門市ほか 1 市 2 町において 6 施設が整備されている。

(3) し尿処理施設の整備

本県の瀬戸内海区域におけるし尿処理施設の整備は、平成 18 年度末現在、徳島市ほか 9 市町 5 事務組合において、16 施設(処理能力 984KL / 日)が整備されており、すべての施設において、凝集沈殿等の 3 次処理を実施している。

一方、人口の増加、施設の老朽化等に伴い、し尿処理施設の新設の事業を実施するほか、

必要に応じ、処理施設の増設及び高度化の事業を実施するものとする。

11 海底及び河床の汚泥の除去等

水質の汚濁の一因となる海域及び河床の汚泥について、その実態を把握するため、県下の主要な河川及び海域において底質調査を実施しているが、平成18年度の調査結果では、水銀又はポリ塩化ビフェニル等人の健康に有害と定められた物質を国が定めた除去基準以上含む底質は認められなかった。今後とも、積極的に調査を実施し、これら有害な物質を含む汚泥の堆積による底質の悪化を防止するとともに、有機汚泥の堆積等による悪臭の発生等生活環境に影響を及ぼす底質については、必要に応じて除去等の適正な措置を検討するものとする。特に河川の汚泥除去については、底質汚泥による水質悪化の著しい都市部の河川において、しゅんせつ事業を推進するものとする。

また、海面環境保全推進事業等の事業を実施することにより海底の堆積物等の除去に努めるものとする。

12 水質等の監視測定

瀬戸内海の水質保全対策の実効を期すには、本県の瀬戸内海における公共水域の環境基準の維持達成状況及び発生源における排水基準の遵守状況を把握する必要がある。

このため、公共水域については、現在、環境基準点を中心とした海域31地点、河川77地点計108地点において、水質汚濁防止法の規定による測定計画に基づき、関係機関の相互協力の下に定期的に、また、今切川水域の水質自動測定装置により、常時監視に努めているところであるが、今後とも、これら常時監視の強化を図り、監視体制の整備に努めるものとする。

また、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法の施行等に伴い、海域10地点、河川19地点において関係機関と協力し定期的に調査を実施し、環境状況の把握に努めているところであり、今後も常時監視の強化を図り、監視体制の整備に努めるものとする。

一方、発生源については、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づき工場・事業場における排水基準の遵守のための指導等に努めるとともに、総量規制の指定地域内事業場における汚濁負荷量の測定の監視及び指導を行うものとする。

13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等

本県においては、徳島県保健環境センター、徳島県農林水産総合技術支援センター等において、環境保全に関する調査研究及び技術開発を進めており、現在、都市河川の富栄養化の原因とその対策に関する研究、赤潮調査、自然環境保全調査、森林病害虫防除新技術に関する研究等を実施しているが、今後とも、国、市町村、民間関係機関等との連携の下に、瀬戸内海の環境保全に関する調査研究及び技術開発に努めるものとする。

14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進

瀬戸内海の環境保全対策を推進するに当たっては、生活排水や廃棄物等も含めた総合的な対策が必要である。

その実効を期するため、国、地方公共団体、事業者等がその責務を果たすことはもちろんのこと、瀬戸内海地域の住民や民間団体及び瀬戸内海を利用する人々の正しい理解と協力が不可

欠であり、瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図るものとする。

このため、県民に対し、テレビ、ラジオ、新聞紙等の広報媒体を通じ、あるいは環境月間等の事業により、瀬戸内海の環境保全について正しい認識を高めるように広報活動の実施に努めるとともに、汚濁負荷量の削減、廃棄物の排出抑制、環境保全への理解、行政の施策策定への参加等の観点から、住民参加の推進に努めるものとする。

なお、これらの事業実施に当たっては、社団法人瀬戸内海環境保全協会等の協力を得るとともに、徳島県環境創造基金の活用を図り、その効果を増すように努めるものとする。

15 環境教育・環境学習の推進

瀬戸内海の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、徳島県環境学習推進方針～とくしま環境学びプラン～(平成17年12月策定)を踏まえ、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進するものとする。

このため、海とのふれあいを確保し、その健全な利用を促進する施設の整備や理解促進のためのプログラム等の整備等に努めるものとする。また、「海辺の教室」、「水生生物調査」等、国立公園等の活用による地域の特性を生かした体験的学習会の提供、生活排水対策を推進するボランティアや環境学習の指導者等の人材育成及び民間団体等の活動に対する支援等に努めるものとする。

さらに、環境省が進める「こどもエコクラブ」事業の推進を図るとともに、学校版環境ISO認証取得や、徳島県版の環境学習プログラムに基づく環境教育・学習の実践の推進に努めるものとする。

16 情報提供、広報の充実

住民参加、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するため、多様な情報に関するデータベースの整備等により広く情報を提供するシステムの構築等を進めるとともに、徳島県環境白書や徳島県ホームページ、せとうちネット等を活用し、瀬戸内海の環境の現状及び負荷量削減、廃棄物の排出抑制への取組等の広報に努めるものとする。

17 広域的な連携の強化等

現在、瀬戸内海環境保全知事・市長会議等により、地方公共団体の連携が図られているが、各地方公共団体の環境保全の取組に対して相互に意見を述べる機会を設けるなど、一層の連携強化を図るものとする。

また、健全な水環境機能の維持・回復のための取組の推進、地域住民やNPO等との協働の推進、環境教育・環境学習の充実を図るため、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるとともに、各地方公共団体の環境保全の取組の実施においても連携の強化に努めるものとする。

18 海外の閉鎖性海域との連携

海外の閉鎖性海域における環境保全に関する取組との連携を強化し、瀬戸内海の環境保全の

一層の推進を図るとともに、海外における取組に積極的に貢献するため、財団法人エメックスセンターの活用等により、閉鎖性海域に関する国際会議等の開催や支援、積極的な参加、人的交流、情報の発信及び交換等に努めるものとする。

第4 施策の実施上の必要な事項

1 施策の積極的推進

瀬戸内海的环境保全は、緊急かつ重要な国民的課題であることにかんがみ、本計画で定められた施策については、優先的に財源の確保等に努め、その積極的な推進を図るものとする。

2 施策の実施状況及びその効果の把握

瀬戸内海的环境保全を推進するためには、本計画で定められた施策が確実に実行されなければならない。

このため、計画した諸施策を強力に推進するとともに、施策の状況及び環境改善状況を的確に把握し、施策の効果的な実施を図るものとする。

3 計画推進のための関係機関との連絡調整

本計画は、国、県、関係市町村が一体となって強力に推進していかなければ実効が上がらないものである。

このため、国の地方機関、県、関係市町村などと諸施策の実施状況等について、情報、意見の交換等を行い、もって、本計画の円滑な推進を図るものとする。

瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画

添 付 資 料

平成20年6月

徳 島 県

目 次

表 - 1	人口の推移	1
表 - 2	製造品出荷額等の動向	1
表 - 3	瀬戸内海の水質の動向（COD）	1
表 - 4	瀬戸内海の水質の動向（全窒素、全りん）	2
図 - 1	本計画対象区域図	3
図 - 2	関連指定区域図	4
図 - 3	環境基準類型指定状況図	5

表 - 1 人口の推移

(千人)

昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
770	791	804	802	804	798	785

(注)「国勢調査報告」による。

表 - 2 製造品出荷額等の動向

(億円)

昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
5,585	9,048	11,714	14,642	14,276	15,055	15,989

(注)「徳島県工業統計調査結果報告」による。

表 - 3 瀬戸内海の水質の動向(COD)

類型	昭和55年度		昭和60年度		平成2年度	
	平均水質値 (mg/l)	達成率 (%)	平均水質値 (mg/l)	達成率 (%)	平均水質値 (mg/l)	達成率 (%)
A	0.8~1.4	100	1.0~1.3	100	0.8~1.4	100
B	1.7~1.8	100	1.7~2.0	100	1.4~1.6	100
C	1.9~4.8	100	1.8~4.8	100	1.7~3.7	100

類型	平成7年度		平成12年度		平成13年度	
	平均水質値 (mg/l)	達成率 (%)	平均水質値 (mg/l)	達成率 (%)	平均水質値 (mg/l)	達成率 (%)
A	1.1~2.6	80	1.2~1.9	80	1.2~2.4	80
B	2.0~2.5	100	2.0~2.1	100	1.9~2.4	100
C	2.0~5.8	100	2.3~6.0	100	2.6~5.8	100

類型	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	平均水質値 (mg/l)	達成率 (%)	平均水質値 (mg/l)	達成率 (%)	平均水質値 (mg/l)	達成率 (%)
A	1.4~2.2	80	1.3~1.8	100	1.2~1.5	100
B	1.8~2.4	100	2.0~2.5	100	1.4~1.8	100
C	2.1~5.9	100	2.3~5.4	100	1.6~5.1	100

類型	平成17年度		平成18年度	
	平均水質値 (mg/l)	達成率 (%)	平均水質値 (mg/l)	達成率 (%)
A	1.3~1.6	100	1.3~1.7	100
B	1.7~2.2	100	1.7~2.3	100
C	1.9~5.4	100	2.3~5.0	100

(注) 平均水質は、環境基準点における日間平均値の年平均値である。

表 - 4 瀬戸内海の水質の動向(全窒素、全りん)

(全窒素)

類型	平成 1 1 年度		平成 1 2 年度	
	平均水質値 (mg/l)	達成率 (%)	平均水質値 (mg/l)	達成率 (%)
	0.23~0.27	100	0.18~0.23	100
	0.36	100	0.29	100

類型	平成 1 3 年度		平成 1 4 年度	
	平均水質値 (mg/l)	達成率 (%)	平均水質値 (mg/l)	達成率 (%)
	0.16~0.17	100	0.16~0.19	100
	0.29	100	0.24	100

類型	平成 1 5 年度		平成 1 6 年度	
	平均水質値 (mg/l)	達成率 (%)	平均水質値 (mg/l)	達成率 (%)
	0.17~0.17	100	0.19~0.20	100
	0.25	100	0.26	100

類型	平成 1 7 年度		平成 1 8 年度	
	平均水質値 (mg/l)	達成率 (%)	平均水質値 (mg/l)	達成率 (%)
	0.16~0.17	100	0.14~0.17	100
	0.22	100	0.19	100

(全りん)

類型	平成 1 1 年度		平成 1 2 年度	
	平均水質値 (mg/l)	達成率 (%)	平均水質値 (mg/l)	達成率 (%)
	0.023~0.026	100	0.022~0.029	100
	0.036	100	0.035	100

類型	平成 1 3 年度		平成 1 4 年度	
	平均水質値 (mg/l)	達成率 (%)	平均水質値 (mg/l)	達成率 (%)
	0.022~0.025	100	0.020~0.021	100
	0.038	100	0.029	100

類型	平成 1 5 年度		平成 1 6 年度	
	平均水質値 (mg/l)	達成率 (%)	平均水質値 (mg/l)	達成率 (%)
	0.021~0.023	100	0.022~0.025	100
	0.030	100	0.031	100

類型	平成 1 7 年度		平成 1 8 年度	
	平均水質値 (mg/l)	達成率 (%)	平均水質値 (mg/l)	達成率 (%)
	0.022~0.023	100	0.021~0.022	100
	0.027	100	0.028	100

(注)平均水質は、各海域内における全ての環境基準点の年間平均値を平均した値である。

図 1 本計画対象区域図

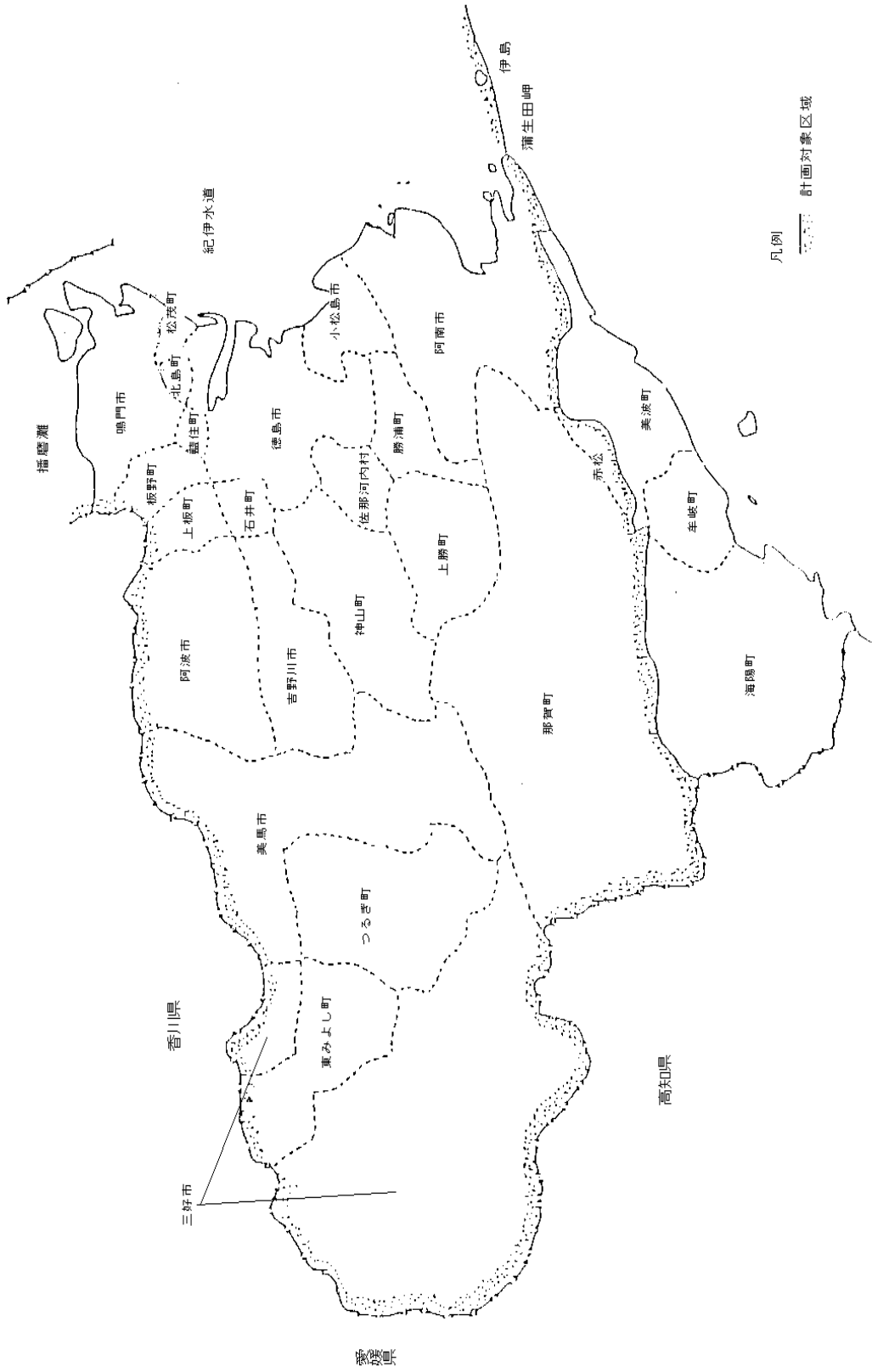


図-2 関連指定区域図

